

## 道徳の教科化と問題解決的な授業方法の一考察 —中学校道徳資料「二通の手紙」を例に

高橋 喜代治

### 1 はじめに

ついに、道徳の時間（授業）が「特別の教科道徳」になった。いわゆる道徳の教科化といわれる大改革である。2015年3月、文部科学省（以下、文科省）は学校教育施行規則及び小・中・特別支援学校の学習指導要領の一部を改正し（以下、「一部改正指導要領」）、これまでの「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」としたのである。

1951年の「学習指導要領 一般編（試案）」で、民主的社会の建設にふさわしい道徳教育の必要性が指摘されたが、それは社会科をはじめとする各教科学習などの学校教育全体を通して指導すべきであるとされ教科、科目にすることは望ましくないとされていた。だが、文科省は1958年に「小学校・中学校における『道徳』の実施要領」を発して道徳の時間を特設することを通達し、以来道徳は週1時間、年35時間の「道徳の時間」として小・中学校で授業がおこなわれてきたのである。

一方で、「学校における道徳教育は、本来、学校の教育活動全体を通じて行うことを基本とする」（1933年改訂学習指導要領・総則）という原則は長い間堅持されてきた。だが、2008年の改訂で「道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」（総則の編成方針）とされ、「道徳の時間」の授業が実質的には学校でおこなう道徳教育の中核として位置づけら

れた。

道徳の教科化の直接の契機は滋賀県で起きたいじめ自殺事件（2011年10月）だとされると説明されるむきもある。しかし、これまでの変遷を顧みると、むしろ道徳教育強化のためであり、すでに2006年の「わが国と郷土を愛する」（教育基本法第2条）改正と軌を一にした既定の路線だったというほうが妥当に思えてくる。

ところで、今回の改訂では多様で効果的な授業方法の1つとして問題解決的な指導方法を示し推奨している。すでに小・中の学校現場では心情追求型の気持ちの読み取りと道徳的価値を押し付けるだけのような道徳実践に満足できず、なんとか克服しようとする様々な実践が精力的におこなわれているが、指導要領で具体的に明示していることは大きな意味がある。

この論稿では、問題解決的な授業の在り方、方向性について、道徳の定番資料である「二通の手紙」を例に述べる。

### 2 内容項目「法や決まりの順守」の系統性への疑問

「二通の手紙」は、中学生向けに発行されているいくつかの道徳の資料集や副読本に掲載されている。つまり内容項目「法や規則の順守」を指導する道徳の定番資料といえる。文科省が発行して全国の全ての中学校に無償配布されている『私たちの道徳 中学校』<sup>(1)</sup>にも掲載され

ていて、「法やきまりを守り社会で共に生きる」という道徳性を指導する指導項目が設定されている。「特別の教科 道徳」という教科になる以上、系統性は重要な要素となる。その点についてまず検討してみよう。

中学校学習指導要領解説・道徳編(2008年)に掲載されている道徳の内容の「学年段階・学校段階の一覧表」では〈4 主として集団や社会とのかかわりに関すること〉の項目(1)に次のように小学校からの学年段階が示されている。「一部改正指導要領」においてもは語句などの若干の修正が見られるが、学年段階に変化は認められない)

#### 〈小学校第1学年及び第2学年〉

・約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に  
にする。

#### 〈小学校第3学年及び第4学年〉

・約束や社会のきまりを守り、公德心を持つ。

#### 〈小学校第5学年及び第6学年〉

・公德心を持って法やきまりを守り、自他の権利を大切に  
し進んで義務を果たす。

#### 〈中学校〉

・法や決まりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。

・公共心及び社会連帯の自覚を高め、よりよい社会の実現に努める。

小学低学年から上記のような過程を経て、義務教育の最終段階である中学生で「法や決まりの意義を理解し、遵守」したり、「自他の権利を重んじ義務を果た」したりするようになると

いうことになる。だが、このような学習過程を踏むことで子どもたちが「法や決まりを遵守する」という実践的な教科内容(道徳性)を養えるのだろうか。

「一部改正学習指導要領」解説の「改訂の要点」の「第2 内容」では、「小学校から中学校までの内容の体系性を高めるとともに」と述べられている。更に「内容の取扱い方」の(1)の「イ 発展性を考慮する」では、「家族愛、家庭生活の充実」を例に次のように説明されている。

「第1学年及び第2学年」と「第3学年及び第4学年」の内容項目は、全てが「第5学年及び第6学年」の内容に発展されるように構成されている。例えば、「家族愛、家庭生活の充実」に関する内容項目については、第1学年から第6学年まで一貫して父母、祖父母を敬愛する態度を養い、「第1学年及び第2学年」では「進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと」、「第3学年及び第4学年」では、「家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること」、「第5学年及び第6学年」では、「家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること」を強調している。このように、児童の発達段階に応じて、家族との関わりを徐々に深めて、家族を担うものとして自覚ある行動ができるよう発展的に内容項目を示している。

このように国民の個々の家族の在り方にまで学校が公教育の名のもとに介入することの是非についてはここでは論じない。問題とするのは、

今日の日本の格差社会による多様で複雑な家族の現状に、このような機械的な内容項目と発展段階が妥当なのか、ということである。

例えば、稿者がかつて埼玉県の中学校に勤務し1年生を担当したとき、クラス29名中4名が母子家庭であった。9名が生活保護家庭であった。ある女子生徒は母親が再婚し、生まれた幼児を保育園に連れていくのが小学校からの朝の仕事だった。彼女は2LDKの狭い住宅で、新しい父親との微妙な関係に深く悩んで生活していた。彼女のように様々な事情で複雑な家庭で育っている生徒は今日では珍しくはない。

彼女のような子どもに、「父母、祖父母を敬愛」というような一律の道徳の価値内容の資料で授業が可能だろうか。あるいは、「進んで家の手伝いなどをして、家族の役にたつこと」⇒「家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること」⇒「家族の幸せを求めて進んで役に立つ」などといった固定的で言語操作的なイメージ上の家族を対象にした発展段階を当てはめることができるのだろうか。心を閉ざして授業に参加できないと思われる。

### 3 「二通の手紙」はどんな資料か

#### (1) 「二通の手紙」の筋と事件展開

「二通の手紙」は、佐々木という動物園の入場券売り場担当の男性が、若い山田という同僚に、「二通の手紙」にまつわる過去の事件を語って聞かせる二重構造の物語である。次のような筋、事件展開である。

ある市営動物園の閉園間際。入場券の販売が終了して2,3分後にやってきた若い女の子二

人を入園させようとした山田（若い入場口担当職員）を佐々木（山田の上司らしい）が叱りつけ、入園させない。佐々木の対応に「かわいそうだ」と不満を漏らす山田に、佐々木は「お前がかわいそうだと思う気持ちは分かる。しかしまあ待て、俺の話聞いてくれないか。」と、次のように語りだす。

数年前、入園係に元さんという人がいた。元さんは定年までの数十年の間、この市営の動物園で働き、その働きぶりは誰もが認めるものだった。その勤勉ぶりが認められ、元さんは退職してからも臨時で働いていた。元さんは定年間に奥さんを亡くしていた。子どもはいなかった。

学校が春休みに入った頃、閉園間際に毎日姉弟が来るようになった。姉は小学3年生くらいで弟は3,4歳くらい。いつも入場門の柵から身を乗り出して園内をのぞき、時々姉は弟を抱っこしたりする様子を元さんと俺はほほえましく見ていた。

ある日、入園終了時間が過ぎてから姉弟が入場券を持ってやって来た。元さんは「もう終わりだよ。それにここは、小さい子はおうちの人が一緒じゃないと入れないんだ。」と帰そうするが、「今日は弟の誕生日だから見せてやりたかったのに……」と泣き出しそうな姉を見て、なるべく早く見終わることなどを注意し元さんは入れてあげた。この元さんの対応に俺も異存はなかった。

だが、閉門時間になっても姉弟は戻らなかった。園の職員総出の捜索が始まり、約1時間後に園内の雑木林の中の池の周りで遊んでいた二人が無事発見された。

そして数日後、姉弟の母親から元さん宛てに一通の手紙が届く。手紙にはお詫びと感謝の意とともに、父親の病気のことで、姉が弟の誕生日に自分の小遣いで入場券を買ったこと、母親は仕事のために同伴できなかったこと(ただし、姉が入場券を買ったことも二人で動物園に行っていることも母親は知らなかった)、二人は反省しながらも喜んでいただけなどが綴られていた。

だが、上司に呼び出された元さんはもう一つの手紙を受け取っていた。それは「懲戒処分」(停職処分)の通告である。俺は納得いかなかったが、元さんは次のように俺に告げ自ら職を辞した。

「佐々木さん、子どもたちに何事もなくよかったです。私の無責任な判断で、万が一事故でもなっていたらと思うと……。この年になって初めて考えさせられることばかりです。この二通の手紙のお蔭ですよ。また、新たな出発ができそうです。本当にお世話になりました。」

元さんの姿に失望の色はなく晴れ晴れとした顔で身のまわりを片付けはじめるのだった。

「今日のようなことがあると、元さんのあの日の言葉がよみがえってくるんだよ。」

佐々木は、窓越しに園内を眺めながらつぶやくように言う。

## (2) 二人の姉弟の場合と二人の若い女の子の場合との違い

「二通の手紙」は、佐々木という市営動物園の入園担当の職員が、数年前に起きた元さんと二通の手紙の事件の経験から、どんな事情があらうとも定刻を過ぎた客は入園させないという

ことを教訓として学んだという話である。だから、佐々木は入園終了時刻をわずかに2,3分だけ過ぎた二人の高校生くらいの若い女の子さえ「たった今、入場券の販売を終了しましたので」と言って拒否するのである。しかも、若い山田が「どうしてですか、かわいそうじゃないですか、僕、入れてあげますよ。」と言うのを、「お前が言わないなら俺が言う。そこをどくんだ。」と客の面前で荒々しく山田を押しつけてである。

元さんが、入園終了後に入れてあげたのは、何回も連れだってやって来て柵から覗き見していた幼い姉弟で、しかも弟の誕生日の日である。それに対して山田が入れてあげようとしたのは何の事情もなく、ただ連れだって遊びがてらやってきた大人の若い女の子なのだ。ほんとに動物園に入りたいかどうかともあやしい。山田がその場の感情で、情緒的に「かわいそうだ、入れてあげよう」としたのと、元さんが二人を特別に入れてあげようとしたのは人間としての価値、意味において比較にならない。元さんには子どもはいない。奥さんも病気で亡くした。独り身の定年後に臨時で働く初老の男性なのである。つまり、元さんの時と眼前で起きていることは全く事情が違うにもかかわらず、佐々木は「終了時間という園の規則が過ぎたら絶対に入れない」という鉄則を人生訓として身につけて対応しているのである。

## (3) 元さんの「晴れ晴れ」の意味と佐々木という不思議な人格

元さんは、園を辞する時に「この年になって初めて考えさせられることばかりです。この二

通の手紙のお蔭ですよ。また、新たな出発ができそうです。」と佐々木に言い、「晴れ晴れとした顔」で身の回りの片付けを始める。

元さんは何故、自ら「職を辞し」、「晴れ晴れ」と去って行ったのだろうか。元さんが受けた処分は停職処分という懲戒処分である。解雇通告ではない。このことはこの物語を読むうえで重要である。舞台となった動物園は市営とあるから、元さんは臨時職員として働く前には地方公務員だったと考えるのが妥当である。したがって臨時職員とはいえ元さんには市職員としての懲戒制が適用され一定期間は停職となる。その期間がどれほどあるのかは文章からは不明であるが重くても1年を超えない。どんな理由があるにせよ園の規則を破って結果的に大騒ぎになったのだから、市当局とすれば懲戒処分を発するのは当然かもしれないが、元さんがこの処分に不服ならば、公平委員会に提訴し争うこともできる。何十年も働いていた自治体労働者としてそれくらいの知識と権利意識は持ち合わせているのが常識である。

だが、元さんはそれをせず自ら生きがいであった職を辞した。それは、辞めても生活には困らないということもあるだろうがそれだけでは「晴れ晴れ」の謎は解けない。やはりその謎解きは「この年になって初めて考えさせられることばかりです。この二通の手紙のおかげです。また、新たな出発ができそうです。」という元さんの言葉に求める以外にない。

すでに初老の元さんが「この年になって初めて考えさせられ」たのは「二通の手紙のお蔭」というのだから、自分の判断と措置が招いた「感謝」と「処分」という二律背反の結果であると

考えられる。もし処分されなかったならば、元さんの判断と措置は結果オーライとして自他ともに美談となっていたはずである。そこからは、元さんはたぶん何も学べない。だが、処分を受けた。それが「この年になって……」の意味であるだろう。つまり元さんは相手の立場や事情を斟酌して対応すれば必ず良い結果になるという因果応報的な物語の世界を信じ生きてきた人なのである。だが、今回はそれがそうならなかった。また、元さんは二人の姉弟を入れたことについては、母親の感謝状が示しているように、一人の人間として為すべき行為と考えているのである。それが、自分への戒めとして「自らに職を辞し」させたのであり、「失望の色」はなく、「晴れ晴れ」とした顔の理由と読めるのである。

それにしても佐々木という人間は不思議な人格である。かつては目上の同僚であり、今は臨時だが部下のような立場の元さんが停職処分されて「納得がいかない」と思いながらも「なんでこんなことになるんだ」と嘆くばかりで、なにもしない。仲間が処分され困っているのに当局に処分取り消しや軽減の嘆願行動も起こさない。更に問題なのは、この場合の責任を問われるのはむしろ佐々木ではないのだろうか。だが佐々木にはその自覚がなさそうである。文章からは十分に読み取れないが、この入場口の職員は二人で、責任者は佐々木であると思われる。そして彼は元さんの行為に同調し許容し認めていたのだから。

それなのに佐々木が人間として教訓化できたのは、何があっても、どんな事情があっても時刻が過ぎたら入れない、つまり決まりを守るといふ実直だが硬直した人間性だけだったのであ

る。

以上のように稿者は「二通の手紙」を読む。

#### (4) 「二通の手紙」のねらい

資料「二通の手紙」で道徳の授業をおこなう場合、「法や規則の順守」というねらいが設定される。資料として掲載されているのが中学校の道徳資料集や副読本なので、中学校の1年生から3年生までだが、まれには小学校高学年でも資料とされることもある。これらの設定は指導要領・道徳(2008年)の「道徳の内容」、「主として集団や社会とのかかわりに関すること」の「法やきまりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努める。」に準拠した設定である。

具体的にどう設定されているのか、授業の実例の例を『道徳教育』(月刊 明治図書)の実践報告<sup>(2)</sup>にみることができる。報告からは価値葛藤や資料提示の仕方など精力的に様々な実践上の工夫がなされ、学校現場の多様な実践を知ることができる。ただし、報告は、ねらいに焦点を当てたものではないのでねらいは明示的に示されていない。そこで下記に示したねらいは稿者が報告のなかの文章から、ねらいに相当する文言を抜き出したものであることを断っておく。

##### A 報告

・「ルールやきまりを守ることの大切さ」について、思春期の今、改めて深く考える機会を作りたい

##### B 報告

・佐々木さんがどうして規則に対して厳しい姿

勢をとるのかを最後に振り返ることで、ねらいとする道徳的価値はさらに深まるのではないか。

授業展開や追求の方法は異なるが、「法や規則の遵守」という道徳的価値を学ぶ(身に付ける)ということでは共通していることが分かる。

#### 4 「二通の手紙」で問題課題型授業を構想する

##### (1) 問題解決型授業の積極的意味

今回の「一部改正指導要領」では多様で効果的な授業方法の一つとして問題解決的な指導方法が推奨されていて、改訂のおおきな転換の一つであることはすでにのべた。「小・中学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」(2015年7月)の総説・改訂の経緯で、それは次のように述べられている。

今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものにする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示したものである。このことにより、「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない」、「多様な価値観の、時には対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である。」との答申を踏まえ、発達の段階に応じ、答えが一つでない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題

と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものである。

指導要領が示す道徳の内容項目の「国を愛する心」や「法や規則の遵守」などに関わる答えが一つではない道徳的課題を、相対的な価値として道徳の問題として考え続ける姿勢こそが基本的資質だということになる。この点にこそ、問題解決的な指導方法の推奨には積極的な意味があると稿者はみる。

また、問題解決的な授業を効果的に指導するためには討論が必要になる。それは必然的に言語活動や表現活動を伴いアクティブラーニング的な学習になり、押し付けではない、メタ認知的な道徳性の認知や理解力が育まれることが期待される。

## (2) 「二通の手紙」で「法や規則」を話し合う授業構想

佐貫浩が指摘しているように<sup>(3)</sup>、道徳的な価値が状況と無関係に絶対的なものとして有効に機能することはない。人間が道徳的な生き方を求め行動するとき、その場や状況での行為や考え方が道徳的であるかどうか問われるのである。つまり、道徳性をめぐる吟味とその解決の方法に意味があるのである。そしてその解決の方法の発見は、時代的な制約を受けながらも民主的な社会発展の方向性に照らしながら実践されるのではないのだろうか。

その意味で、道徳教育・授業は教師が子どもと協働しながら道徳的課題を状況を踏まえ、「道徳的な考え方、行為とは何か」と問い、新たに組み替えていくことでもある。ここに、問題解

決的な指導の方法的な意味がある。

## (3) 取り出すべき問題とその吟味

では「二通の手紙」では何を解決すべき問題とし、どんな観点で吟味したらいいか。「特定の価値観を押し付け」られ、「指示どおりに主体性を持たずに言われるままに行動する」子どもにしないためにはどんな授業を構想したらいいのだろうか。

### 《話し合わせ解決すべき問題》

・姉弟の願いをかなえる場合、元さんにはどのような解決方法があるだろうか。

一般に「あなただった姉弟を入れますか。入れませんか」という価値葛藤のジレンマ的な授業展開にすることが多い。これによって法や決まりの意味を理解させ、遵法の精神や意欲を養うことをねらうのである。だが、この価値葛藤そのものには意味があっても、どちらにすべきかという判断は不可能に近い。なぜなら、この二者択一の問いには遵法とおもいやりという別の対等な価値が内包されているからである。時として、法に触れてでも民主的社会的維持や発展のためにやるべき人間としての生き方があることは歴史が示している。どちらを重視しても、それはそれで理があり道徳的なのである。稿者が参観した「二通の手紙」の研究授業でも、遵法の方へ誘導したい授業者の意図とはうらはらに、何度議論しても「入場させる」とした子どもたちは増えるばかりだったのだ。それはむしろ当然のことで、元さんは自ら辞職し晴れ晴れと荷物を片付けはじめたのである。

この解決を促す問いで、子どもたちはおよそ次のような解決策を思いつくはずだ。

**A) 姉弟を入場させる場合(規則に違反する場合)**

《Aの1》元さん、あるいは他の動物園の職員が姉弟に同伴して入場させる。

《Aの2》客の誰かに事情を説明し同伴をお願いし入場させる。

《Aの3》姉弟に時間超過の事情を説明し、入場口近くから見える範囲の動物だけ限定して入場させる。

Aの解決法の場合、次のような状況についての話し合いと吟味を必要とする。

①姉弟が無事に戻って来たとしても、就業規則違反にならないか。

元さんと佐々木さんは姉弟が無事であっても規律違反ということで雇用者の考え次第では懲戒処分の理由にはなり得る。指導者はもとより中学3年生ならば、これも状況判断の一つとして話し合わせる必要がある。

②佐々木さんは、上司として、臨時である元さんの行動を止めるべきだったのではないか。または元さんを同伴させるとか、客の誰かに頼んでみるとか、園内にいるはずの係員に連絡するなどの対応をすべきだったのではないか。

市営の動物園とはいえ、ゾウやキリンが飼育されている。そのうえ園総出の搜索にもかかわらず発見まで1時間もかかったのだから、かなり大きく広い動物園である。更に地理的な知識がまったくないはずである。そのような状況なのに、幼児と小学3年生くらいの姉弟を入場させれば、相当の時間がかかることを予測することや不測の事態へ備えをするのが普通であり、それは佐々木さんの任務である。にもかかわら

ず、流れに任せて事態を悪化させた佐々木さんの危機管理的な能力、注意力などについて、その場の状況を話し合わせ吟味する。

③他の方法(次善の策)はとれなかったのか。

Aの2の実現可能性はとても低い。だが、最善策がとれない場合に、よりベターな方法をとることは大事な判断力であり生きる力の一つである。姉弟の事情を話せば引き受けてくれる人がいないともかぎらない。実際に人間は次善の策で社会生活を営んでいることが多い。

Aの3は、姉弟の姉の言葉に「キリンさんとゾウさんに会えると思ったのに」とあり、特に思い入れが強そうだからである。弟の誕生日とはいえ、時刻を過ぎて保護者もいないのだから、この程度の妥協は認めさせるべきではないか。ただし、保護者がいないからダメという理由は告げない方がよいかもしれない。

**B) 姉弟を入場させない場合(規則を順守する場合)**

《Bの1》なぜ、閉園間際に姉弟だけでやってくるのかなどの姉弟の背景や事情を聞き取り、本日は入れられないわけをきちんと説明し、母親への事情説明を添えて帰す。

《Bの2》本日は入れられないわけを説明し、その代償的な措置を約束し、納得させる。

Bの解決法の場合、次のような状況について話し合い吟味させる必要がある。

①元さんや佐々木さんの対応は大人としてこれでよいか。

これは、前世代(大人)が未来を担う世代(子ども)に責任を持つべき極めて社会教育的な問題である。法や規則だから守らせるというレベルのことではない。姉弟の姉は小学校3年生く

らいと設定されている。小学3年生の女の子なら自分が無理なことを言っていることが分からなければならない年齢だ。あるいは分からせなければならない年齢だ。実際、この姉は入園時間が過ぎてしまっていることも、その場合入園できないことも知っていると言われている。姉弟は春休みになってほぼ毎日動物園の終了間際にやって来ていて、その頃には客が出てくるのを見ていたはずだからである。

②姉弟はなぜ閉園間際にやってくるようになったのか。

この姉弟の家庭の事情となぜ春休みに閉園間際にきまってやって来るのか、その状況が文章からは十分に読み取れないが重要である。元さん宛ての母親の手紙によれば、父親の病気のために夜遅くまで母親が働くようになり、姉弟は二人だけで母親の帰りを待つようになったことが分かる。そのうち春休みに入って閉園間際に動物園に連れだってやって来ることになる。もう春休みになっているのだから昼間に来られないのだろうか。母親が夕方からの仕事であれば、母親の出勤後に姉弟は動物園に来ていたことになる。そしてそのことは母親には内緒だったらしい。母に内緒で弟を動物園に連れて行くほどの行動力があり（動物園は近い所にあり、姉にとって日常に近い行動範囲だったと思われる）、誕生日にはお小遣いで入場券を買ってあげるほどしっかり配慮できる姉だとすれば、規則上入園させられないことを納得させることは十分に可能なのではないか。

③元さんと佐々木さんは姉弟の様子に疑問をもたなかったのか。

不思議なことに元さんも佐々木さんも当初か

ら姉弟の異様さに気付いていない。3, 4歳の幼児と小学3年生くらいの姉弟が春休みとはいえ毎日、昼間ではなく閉園間際にやって来たのである。大人ならばこれを普通ではないと思うのが世間の常識である。だが元さんも佐々木さんも「ほほ笑ましく」眺めていただけらしいのである。子どもがたくさんやって来る公的な場所で働く者としては余計に敏感さが要求されるはずだ。しかも二人ともベテランである。

④大人としての元さんと佐々木さんは、きちんと事情を説明して姉弟を帰宅させるべきではなかったか。

姉弟を入場させないとした場合に大事なものは大人としての教育的態度である。人生経験豊富な二人ならば、多少姉弟に恨まれることになったとしても、理と配慮を尽くして納得させなければならない。そういう大人の後輩への態度を見て、状況を組み変える新たな道徳的な判断力や実践力が身に付くのではないか。

#### 《グループと全体的話し合いの授業を》

資料を読ませ、これらの解決法とそれぞれに関わる状況を生活経験や伝聞なども含め、個人で、グループで十分に話し合わせ吟味させる。次に学級全体で発表させ、それぞれのケースの実現可能性や問題点、次善の方法などを多面的に検討させるのである（二重討論と全体化）。そうすることで、学級全体で学びを協働的に共有できるし、個々のケースについての洞察の経験が、実際の生活上の道徳的判断のために役立つ可能性が出てくるのである。

#### 4 おわりに

「二通の手紙」は、どんなことがあっても法

や規則を守るという文脈で指導されることが一般的である。それは「二通の手紙」が二重構成になっていて、佐々木という元さんの元同僚が、元さんの二通の手紙にまつわる過去の経験（規則を守らずに処分される事件）を反省的に語り、絶対に規則を守らせるというものの見方に至る（現在）を描いた話として読まれている物語だからである。だから必ずといってよいほど「法や規則の遵守」（学習指導要領・道徳では内容項目の4 - (1)）の資料として編集もされ実践もされてきたのである。

だが、必ずしもそうは読めない。なぜならこの事件の責任をとるべきは佐々木さん自身であるかもしれないし、元さんは停職処分という法的罰則をいさぎよしとせず、自ら辞職し自ら罰則を受けたからである。だから元さんはこの事件を機に「晴れ晴れ」と新たな出発さえ予感させるのである。そうだとすれば、佐々木さんの教訓的態度はもっと批判的に評価されることになる。

道徳の教科化がどのような授業実践を生み出し得るのか予測は難しい。だが「特定の価値観を児童生徒に押し付けたり、指示どおりに主体性をもたずに言われるままに行動するような指

導」をしたりして「道徳教育の目指す方向の対極にある」ような授業を克服するとしたら、その教訓的態度そのものを疑ってみる必要がある。問題解決的な指導、実践はそこから始まる。

## 注

(1) 『私たちの道徳 中学校』文科省2015年より全国の中学校に無償配布され、文科省は使用を奨励している。「二通の手紙」は「法やきまりをまもり社会で共に生きる」という内容項目の読み物資料として掲載されている。他に「什の掟」（抜粋）や企業の行動憲章（例）、オリンピック憲章（抜粋）なども補足的な資料として掲載されている。

(2) A報告 磯下由紀子（埼玉県志木市立志木第二中学校）の実践報告「導入をちょこっと変えてマンネリ脱出授業」 2013年10月号 P58～59

B報告 藤井裕喜（京都府京都市立大宅中学校）の実践報告「超有名資料の板書モデルと新展開・二通の手紙」 2015年7月号 P52

(3) 『道徳性の教育をどうすすめるか 道徳の「教科化」批判』（2015年 佐貫 浩 新日本出版）のP146～147